

令和6年6月8日

調査報告書に関する所見

被害者遺族

今回の調査に關し、非常に綿密な事実認定をしたうえで、鋭く問題提起をしていただいた、調査委員の方々に感謝申し上げます。

以下、私達家族が調査報告書を熟読し、遺族として調査報告書に関する補足及び調査期間中の私たちが知りえたこと、加えて加害生徒、いじめを助長させた教師及び学校に対する要望、並びに学校の設置者に対する要望について述べさせていただきます。

1 調査報告書に関する意見

(1) 第2章 第3者委員会が認定した事実について

- ① 【2章 12月13日(火) 29ページ】『母は、教員辛に対し、「みかんのことで、当該生徒が生徒Nから「先生から怒られるような状況になったら、僕が残したと言えよ」と強く脅されるような感じで言われた」と伝えた』とあり、加えて【5章6項イ 89ページ】母親が教員辛に伝えた内容で『僕が残したと言えよ』とある。

しかしながら、『おまえが自分で置いたと言えよ』【40ページ(ア)】と母親と教員辛との面談内容で記載されていることが正しく、生徒Nが自分の責任逃れのため、さらに強い言葉で脅していることが事実である。

- ② 【2章中1部活動での出来事 32ページ】『当該生徒は感情のコントロールがしにくく、服薬もしている』とあるが、感情のコントロールがしにくい等の症状はなく、どちらかといえば我慢強いタイプであり、学校及び家庭で問題はなかった。

- ③ 【2章2月13日 52ページ】教員辛は、2月10日当日にInstagramに画像がアップされて、問題であることを知りながら、2月13日に生徒Mの母親に先に連絡し、被害者である私達への連絡が一番最後であった。

また、教員辛は問題であることを承知しながら、当日に被害者及び加害者の保護者へ連絡をしなかった。教員辛は次の日が休養日であること、Instagramのストーリーが24時間で削除されることを知って、この件を過少に考えていたのではないか。

加えて、教員辛は2月13日の被害者母親への連絡、及び2月24日学校での話し合いの場において、インスタはしないから詳しいことは理解できず、写真も見ていないと述べていたが、ある保護者から生徒Mと教員辛はInstagramで相互フォローしているという話を聞いた。これが事実であるならば、当日、教員辛は、Instagramを使用しアップされている写真を見ている可能性がある。

- ④ 【2章15日 53ページ】教員丑は、2月末にいじめ概要報告を作成しているとあり、その内容は『後日、加害者のM君と保護者が、被害者である当該生徒と保護者に直接謝罪する場を設けた。』と、学校主導で場を設けたかのように記載されているが、私達が生徒Mの保護者及び学校と調整し、場を設けたのが事実である。

また、2月15日、【5章第17項3号 93ページ】『当該生徒父は、教員辛に対し、出来る限りデータを削除してほしいと要望した。これを受けようやく当該校は、データ削除に必要性を認識した。当該校では、生徒Mの母に対し、生徒MのInstagramのフォロワーのリストを作成して提供してもらいたいことを伝えた。』とあるが、通話録音記録には、父から教員辛に対し、データ削除の重要性について話したが、学校から生徒Mへの削除の依頼はしていない。

Instagramのフォロワーのリストの作成について、生徒Mの母から父への謝罪の電話の際、プリンターがないという理由から、手書きフォロワーのリストを父から生徒Mに直接依頼したことが真実であり、教員辛と学校が行ったことは、父の電話番号を生徒Mの母に伝えただけである。

2月24日の学校での話し合いまでの間、いじめであると認識しているながら、話し合いの場所の調整及び今後の方針を当該生徒の父に任せきりで、教員辛と学校は何も行わなかった。教員辛はこの件がいじめに該当するという意識の低さと、生徒を守ろうとする思いやりがなかったと思料する。

(2) 第3章 いじめの認定について

【3章第3 3項(5) 71ページ】8月に2年生の部活動の男子部員だけで姫路方面に遊びに行った件について、私達の子供は当日相生駅に出向いており、数分後一緒に姫路に行けなかつたとして自宅へ戻ってきた。母親には、自分だけ誘われていないことを述べており、私たちの子供は同級生が遊びに行った事実を認識していた。

(3) 第5章 学校及び教育委員会による対応上の問題点について

① 【5章第1 1項(2) 83ページ】令和4年7月14日、12月21日及び令和5年7月の母親と通級担当の教員壬との懇談において、子供の運動制限、自律神経失調症、部活動への参加要領等を話し合い、その内容について、保護者から担任や部活顧問へ連絡した方がよいか尋ねた際、教員壬は「私から連絡するので、必要ない。」と母親に述べたが、教員壬から担任や部活顧問に対する情報共有はなかつた。

また、情報共有はなかつたものの教員辛は1学年時に体育教員であったにもかかわらず、運動制限が始まつてから約1年半の間に週3回の部活動不参加の理由を疑問視せず放置しており、加えて令和4年12月部活動中のいじめ事案が発生したのにもかかわらず、教員間、家庭及び本人への確認もしなかつた。結果、生徒への運動制限であることが周知されず、いじめに助長へつながつたと考えられる。

② 2月24日のInstagramの謝罪の場において教員乙は、この件で嫌な思いをしない様見守ると述べていたが、以後、学校での様子を連絡してくれたことはない。

教員辛は、2月17日の私たちの子供が書いた学校生活アンケートの内容（子供がいじめを訴えている内容）及び2月22日アンケートの聞き取り内容の結果を、いじめが行われていると承知しているにもかかわらず、2月24日学校での話し合いの際に、私たちに一言も説明することがなかつた。

また、マイ学居残りの件、メモの件、みかんの件、下ネタを話していた件を含め学校の出来事や様子についていじめの案件2件以外、学校や教員辛から家庭への連絡はなかつた。

学校はいじめがあった事実を承知しながら、全てにおいて被害者家族への連絡が遅く、加害者家族の後に被害者家族に連絡がいくのは、いじめられた生徒を守るという意識がなかったのではないか。

度重なる学校内の対応の悪さに加え、被害家族への連絡は全くなく、特に2月17日の私たちの子供の学校生活アンケートの取り扱いは、悪質なもみ消しであり、無知や不勉強で片付けられない、教員辛の意図的な悪意を感じる。

③ 子供の自死後の令和5年6月5日、匿名の方から私達が情報収集するため公開しているアドレスに一件のメールが届いた。内容は、メモの件、SNSの件及び過去の当該校での事件等であり、教育委員会が隠蔽していることを訴える内容であった。(メール内容は、令和5年6月9日の第3者委員会の聞き取り時に提出済み)

違和感を覚えたのは、メモの件が書かれていることである。SNSの件は学校から文書配布等を実施して、生徒及び保護者に周知されていることから憶測出来るが、メモの件については、当時、自死後の生徒アンケートから初めて知りえた情報であることである。

生徒アンケートについては、3月20日、学校が改ざんするかもしれないという保護者の不信感から、封をされた用紙をPTA役員立会いのもと開封、整理、複写したものであり、その際、今後の調査に不正が出ないよう立ち会ったPTA役員の閲覧も禁じたため、生徒アンケートの内容は、学校関係者及び遺族しか知りえない内容である。

令和5年6・7月頃、校長及び教頭が自宅を弔問した際に、3月28日に報告を受けた「生徒アンケートを取り纏めた文書（以下、アンケートの報告。）」の取り扱いについて確認した。

アンケートの内容は、教育委員会に報告しておらず、学校職員のみに文書をもって情報共有した。配布した部数は覚えておらず、誰に配ったか把握をしていないという事実を認めた。

改ざんや情報流出を防ぐために厳正に生徒アンケートを回収したのにもかかわらず、生徒アンケートの報告を調査者である校長及び教頭以外の学校職員に情報共有する必要があったのか、また、文書の取り扱いについて、個人情報に該当するにもかかわらず、遺族や保護者の許可を得ず調査対象である教職員に配布することは法に触れているのではないか。

仮に匿名の方が同級生の保護者として、子供から情報を得たとしても、内容が詳細すぎること、また、中学校の職員であった場合、得た情報を外部にメールしていることは情報流出が行われていることを意味する。

私達は、子供が亡くなつてから3月15日の学校との会議までの間、遺族として何をしなければならないか、葬儀の間も一生懸命調べ学んだ。しかしながら15日の学校での話し合いでは校長から「何をしましようか、何でもします。」と言われ、今後のことについて何も提示されることはなかった。子供が亡くなつてからその日まで、学校は何も想えていなかつたことの証左であると思い、私たちの学校に対する信用や信頼がなくなつてしまつた。

私達は月1回程度、弔問を希望した校長と教頭の自宅への弔問を了承した。その際、学校は独自で調査結果を報告することを約束したが、信頼のない学校からの報告書の内容は少しも期待できなかつた。

生徒アンケートの報告がずさんな管理により、生徒たちが一生懸命考え方答えてくれた内容の情報が外部に漏れたのであれば、私達の子供の自死だけではなく尊厳すらも踏みにじられた気持ちである。

- ④ 教員辛は、私達の子供が亡くなった以降の令和6年度に教員としての本採用となったと聞いている。令和4年度末に自らの教え子が自死を選ばなければならなかつた大きな事件があつたにも関わらず適切に対応せず、兵庫県教育委員会が教員辛を認め採用することは、今までの経緯を承知せず適任者を教員として採用していないことの表れだと思料する。

2 加害生徒及びいじめを助長させた教師への調査報告書の内容を認知させる

調査報告書に記載してある通り、私たちの子供は当時14歳未満の生徒に凄惨ないじめを受け、自死を選択しました。加害生徒は、14歳未満ということもあります「触法少年」として、施設収容等など厳しい処分はないと思いますが、いじめや暴行といった罪を犯したことは揺るがない事実であると考えています。

しかしながら、調査報告書の公表のみである場合、加害生徒が必ずしもこの報告書を見るとは限らず、また、その罪を罪として認識することがない可能性があります。

加害生徒が罪として認識し、反省を促すのであれば、調査報告書に記載のある生徒が誰であるか、加害生徒本人及びその監督者である保護者に認識してもらう必要があるのです。

学校の設置者である市長及び相生市教育委員会に、再発防止の観点から調査報告書の内容を加害者生徒とその保護者、いじめを助長した教師に対し、調査報告書の内容を各人に認知されることを要望します。

3 検証委員会の設置

調査報告書には、いじめ（暴行含む。）、教師間の情報共有がなされていなかつたこと、学校が法律に基づいた対応をしなかつたこと等について記載されています。いかに綿密な調査報告書が公表され、メディアに流れたとしても、その後の対応を適切に行わなければ、また同じようなことの繰り返しとなります。

その為、調査報告書の末項（さいごに）に記載されている通り、今後の学校及び教育委員会の改善状況及び再発防止策について、第3者によるモニタリング機関（改善されているか確認する検証委員会）の設置を要望します。